

☆憲法改正の本丸は何か

― こじつけの本音と譲れない条件を考える ―

いまの憲法で生活に困っていることがありますか？

◆ みなさん、今の憲法があるために困っていることがありますか？例えば、自由に発言ができないとか、自由にあちこち行けないとか・・・ないですよ。

◆ 憲法を変えたい人たちは、これとは別にあると言います。例えば「教育を無償にしたい。選挙の区割りを変えたい。だけど憲法が邪魔しているので憲法を変えたい」と言います。

◆ 憲法が邪魔などしていません。その他の法律で対処すれば済むことです。本当に変えたいものがあるのに、他のものを持ち出してきて、だから憲法を変えなければならぬとこじつけているとしか思えません。

憲法改正主張の本音はどこにあるか

◆ 改正を主張する人が本当に変えたいものは何か。それを見てゆきましょう。現政権は、歴代内閣が憲法違反だとしてきた集団的自衛権の行使を合憲だと解釈を変えて新安保法制を作ってしまった。これは明らかに憲法違反です。

◆ この憲法違反を正当化し、堂々と戦争の出来る法律にするために九条第二項に自衛隊の存在を明記し第2項を空文化しようとしています。

◆ これでお解りでしょう。他の法律で対処できることを憲法を変えないとできないとこじつけて、憲法改正の態勢を整え、そこで9条を戦争の出来る憲法に変えることです。これこそが本音なのです。

変えていいものといけないうものを分けること

◆ 私たち「憲法を守る会」は憲法に指一本触れてはならないとは言っています。

例えば、現政権は、議員の4分の1以上の要求があれば、国会を開かなければならないと憲法に書いてある(53条)のに自分に都合が悪いと国会を開きません。このように憲法違反をする内閣は罷免されるというような改正はやっていいでしょう。

◆ 現政治情勢では、憲法改正が発議され、国民投票の可能性が強くなってきました。その場合、方法として絶対に譲れない条件があります。

多くの改正を一括で○か×かの投票ではなく、個別に○か×投票することです。これを条件としなければ、変えていけないものが変えて良い方に誘導され、国の進路を誤ってしまいます。

二〇一七年十一月十二日(日) 護憲平和行進 (通算六〇九回目)

★ 浜松市憲法を守る会 事務局 浜松市中区紺屋町三〇一―一五
毎月例護憲平和行進 毎月第二日 曜日・午後一時・浜松市役所正面玄関集合

日本国憲法 第九条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。